

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年4月 24 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

國民年金關係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600732号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第1700002号

第1 結論

平成4年5月から同年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その他の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和42年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成4年5月から同年11月まで

② 平成7年4月から平成8年5月まで

私は昭和63年4月に国民年金の加入手続を行い、その時に国民年金被保険者資格を取得してから、国民年金保険料を納付し始めた。アルバイトで収入が少なく、お金が貯まってから数か月分から1年分の保険料をまとめて納付していたため、保険料の納付は遅れてしまっていたが、2年を超えて遅れると払えないと聞いていたので、2年以上遅れないように納付した。

平成8年6月及び同年7月については保険料の納付を忘れてしまったが、それ以外の国民年金被保険者期間については、きちんと保険料を納付していた記憶があり、実際に当時住んでいた区役所や市役所から送られてきたはがきや連絡表などには、きちんと納付済と記載されていたと記憶していたので、請求期間が未納となっているのはおかしい。調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者の国民年金手帳記号番号(*)は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和63年4月頃に払い出されたと推認され、請求期間①は国民年金保険料の納付が可能な期間である。

また、請求者は、「お金が貯まってから数か月分から1年分の保険料をまとめて納付していたため、保険料の納付は遅れてしまっていたが、2年を超えて遅れると払えないと聞いていたので、2年以上遅れないように納付した。」と陳述しているところ、請求期間①前後の平成4年4月及び同年12月から平成5年3月までの期間については国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、請求期間①についても、国民年金保険料の過年度納付書が送付されて

いたと考えられる上、請求者が請求期間①の保険料を納付できなかつた特段の事情は見当たらないことから、請求者は7か月と短期間である請求期間①については保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間②について、請求者は、「国民年金保険料の納付は2年を超えて遅れないよう納付していた。平成8年6月及び同年7月については、A市の病院に就職することが決まり、A市に転居するために色々と準備で忙しく、就職した同年8月以降は、病院の仕事が忙しかったため、自宅に帰る時間がほとんどなく、自宅に納付書が送られてきた記憶はないし、A市で保険料を納付した記憶もない。」と陳述しており、請求者の平成8年6月以降における請求期間②の過年度納付状況は不明である。

また、オンライン記録によると、平成9年9月5日付けで請求者に対して過年度納付書が作成されており、当該過年度納付書は、その作成時点で時効となっていない請求期間②のうち平成7年8月から平成8年5月まで及び同年6月並びに同年7月までの過年度納付書と考えられることから、当該納付書作成時点まで、請求期間②の国民年金保険料は納付されていなかつたと考えられる上、当該納付書作成時点では、平成7年4月から同年7月までの期間は既に時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、前記の内容から、請求期間②のうち平成7年8月から平成8年5月までの期間の国民年金保険料の納付については、平成9年9月5日以降の納付となることを踏まえると、平成9年1月には基礎年金番号が導入されたことに伴い、年金記録における事務処理の機械化が一層進められ、記録漏れ、記録誤り等の生じる可能性は極めて低いと考えられることから、当該期間に係る記録誤りが生じたとは考え難い。

そのほか、請求者は請求期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに、請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600760 号

厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第 1700003 号

第1 結論

昭和 57 年 3 月から平成元年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 32 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 57 年 3 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 57 年 3 月に自営業をやっていた夫と結婚したので、国民年金の加入手続を行い、A 町（現在は、B 市）役場から送られてきた納付書で、役場の窓口に、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月一緒に納付していた。請求期間は、夫の国民年金保険料が納付済となっているのに、私の分の保険料が未納となっているので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「昭和 57 年 3 月に自営業をやっていた夫と結婚したので、国民年金の加入手続を行い、A 町役場から送られてきた納付書で、役場の窓口に、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月一緒に納付していた。」と主張している。

しかしながら、A 町が、平成元年 5 月 1 日時点での国民健康保険の被保険者でありながら国民年金に加入していない者をリストアップした「H1.5.1 現在 年金未加入者リスト」に、請求者の氏名、生年月日及び住所の記載が確認できることから、請求者は同日まで国民年金に未加入であり、国民年金保険料の納付義務が生じておらず、請求者が同日以前に保険料を納付することはできない。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号及びその前後の被保険者の資格取得処理日から、平成元年 11 月に払い出されたものであり、この時に初めて、請求者の国民年金の加入手続が行われ、20 歳到達時（昭和 52 年 * 月 * 日）まで遡って国民年金の被保険者資格を取得したものであることから、当該払出時点では、請求期間のうち昭和 57 年 3 月から昭和 62 年 9 月までの期間は、時効により既に国民年金保険料を納付できない期間となっている。

さらに、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、請求期間のうち昭和 62 年 10 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料は過年度納付の取扱いとなるところ、請求者は役場の窓口に、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月一緒に納付していたと主張しており、夫の昭和 62 年 10 月から平成元年 3 月までの各月の保険料は、それぞれ各月内に現年度納付され

ているが、請求者の当該期間の保険料については、前述のとおり過年度納付のみの取扱いであったことから、それぞれ納付方法の異なる夫婦の保険料を毎月一緒に納付できたとは考え難い上、役場の窓口では、制度上、過年度分の保険料を取り扱うことはできなかった。

加えて、オンライン記録によると、平成2年11月6日付けで、請求者に対し過年度納付書が作成されており、当該過年度納付書は、同日時点で時効となっていない昭和63年10月から平成元年3月までの過年度納付書であったことを踏まえると、昭和62年10月から昭和63年9月までの国民年金保険料は、同日まで保険料納付がない状態であったことがうかがえる。

なお、請求者のC共済組合の記録が統合されたことに伴い、共済組合の加入と国民年金の加入が重複した場合には共済組合が優先されることから、平成22年2月16日付けで、請求者の国民年金の資格取得日が、20歳到達日から共済組合の資格喪失日（昭和57年3月1日）に訂正されている。

そのほか、社会保険オンラインシステムによる氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。